**産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者名 |  |
| 施設名称 |  |
| 設置場所 |  |
| 問合せ先 |  |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項　次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

**１　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項 | 別添のとおり |

**２　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報**

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境省令の該当する号 | 施設の種類 | 公表事項 |
| 第七号 | 安定型の産業廃棄物の最終処分場 | 以下のとおり |

イ　埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：　　　　年度分　公表の期限：翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の種類 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ロ　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分場基準省令」という。）第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況：　　　　年度分　公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況：　　　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 点検を行った年月日 | 点検を行った結果 | 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合 |
| 措置を講じた年月日 | 講じた措置の内容 |
| 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等 |  |  |  |  |

ハ　最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 測定を行った年月日 | 測定を行った結果 |
| 残余の埋立容量の測定 |  |  |

ニ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

（状況：　　　　年度分　公表の期限：翌月の末日）

（状況：　　　　年度分　公表の期限：付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 展開検査 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 実施回数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ホ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

**埋立処分開始前（周縁井戸A又は地下水集排水設備）**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地下水の水質検査 | 基準 | 水質検査に係る地下水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| 総水銀 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| カドミウム | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 鉛 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 六価クロム | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 砒素 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 全シアン | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一―ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエチレン | 一リットルにつきシス－一・二―ジクロロエチレン及びトランス－一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・一―トリクロロエタン | 一リットルにつき一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・三―ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| セレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 |

**埋立処分開始前（周縁井戸B）**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地下水の水質検査 | 基準 | 水質検査に係る地下水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| 総水銀 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| カドミウム | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 鉛 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 六価クロム | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 砒素 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 全シアン | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一―ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエチレン | 一リットルにつきシス－一・二―ジクロロエチレン及びトランス－一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・一―トリクロロエタン | 一リットルにつき一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・三―ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| セレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 |

**埋立処分開始後（周縁井戸A又は地下水集排水設備）**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地下水の水質検査 | 基準 | 水質検査に係る地下水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| 総水銀 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| カドミウム | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 鉛 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 六価クロム | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 砒素 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 全シアン | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一―ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエチレン | 一リットルにつきシス－一・二―ジクロロエチレン及びトランス－一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・一―トリクロロエタン | 一リットルにつき一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・三―ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| セレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 |

**埋立処分開始後（周縁井戸B）**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地下水の水質検査 | 基準 | 水質検査に係る地下水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| 総水銀 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| カドミウム | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 鉛 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 六価クロム | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 砒素 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 全シアン | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一―ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエチレン | 一リットルにつきシス－一・二―ジクロロエチレン及びトランス－一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・一―トリクロロエタン | 一リットルにつき一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・三―ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| セレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 |

**埋立処分開始後（浸透水採取設備）**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地下水の水質検査 | 基準 | 水質検査に係る地下水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| 総水銀 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| カドミウム | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 鉛 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 六価クロム | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 砒素 | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 全シアン | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一―ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・二―ジクロロエチレン | 一リットルにつきシス－一・二―ジクロロエチレン及びトランス－一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・一―トリクロロエタン | 一リットルにつき一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・三―ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| セレン | 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |  |  |  |  |
| 「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 |

**埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 |
| ４月 |  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |
| １０月 |  |  |  |  |
| １１月 |  |  |  |  |
| １２月 |  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |

**埋立処分終了後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について三月に一回以上測定し、かつ、記録すること。**

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 | 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 | 水質検査の結果の得られた年月日 | 水質検査の結果 |
| 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 |
| １回目 |  |  |  |  |
| ２回目 |  |  |  |  |
| ３回目 |  |  |  |  |
| ４回目 |  |  |  |  |

ヘ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びヘの規定による措置に関する次に掲げる事項

（状況：　　　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 原因の調査 | 措置を講じた年月日 | 措置の内容 |
| 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合 |  |  |  |

（状況：　　　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止 | 措置を講じた年月日 | 措置の内容 |
| 水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。 |  |  |  |
| 水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。 |  |  |  |